

熊本市東部堆肥センター条例の一部改正について

熊本市東部堆肥センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市東部堆肥センター条例の一部を改正する条例

熊本市東部堆肥センター条例（平成 29 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条を第 19 条とし、第 9 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料）

第 9 条 堆肥を購入した者であって、当該堆肥の運搬又は運搬及び散布をセンターに依頼するものは、別表第 3 に定める手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料の納付方法については、規則で定める。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表第 2 中「3,000 円」を「1,000 円」に、「9,000 円」を「3,000 円」に、「18,000 円」を「6,000 円」に改め、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 3（第 9 条関係）

区分	センターから運搬する場所までの直線距離	手数料
運搬	7 キロメートル以内	1,000 円
	7 キロメートルを超え 15 キロメートル以内	1,500 円

	15キロメートルを超える市内	1,500円
運搬及び散布	7キロメートル以内	1,500円
	7キロメートルを超え15キロメートル以内	2,000円
	15キロメートルを超える市内	2,000円

備考

- 1 1回に運搬できる堆肥の容量は、規則で定める。
- 2 手数料の欄の金額は、運搬又は運搬及び散布1回当たりの金額をいう。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提出理由)

東部堆肥センターにおいて生産した堆肥の運搬又は運搬及び散布に係る手数料を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。